

2月号

おおもり 青色便り



No.0608

一般社団法人 大森青色申告会

平成28.2.1

会員カードをご持参下さい。 期限内申告と早期提出にご協力を！

所得税の申告期限と納付期限は

～3月15日(火)です。振替納税は4月20日(水)

消費税の申告期限と納付期限は

～3月31日(木)です。振替納税は4月25日(月)



確定申告予約指導期間をご利用下さい。
2月1日～3月8日まで予約期間(3月9日より先着順受付開始！)

早期提出にご協力を！

申告会では、待ち時間短縮と混雑緩和のため、決算申告相談に「予約制」を導入いたしました。まだご予約がお済みでない方は予約状況に若干の空きがございますので、お急ぎご予約をお取り下さい。

予約期間には個別の相談時間を多く取り、ゆつくり相談できる環境を作っておりますので、是非、予約期間をご利用になり申告して頂きたいと思っております。

また、先着順受付期間においては、長時間お待たせしてしまうことが予想されますので、お時間に余裕を持ってご来所頂けますよう予めご了承下さい。

申告会では、早期提出を奨励しておりますので「予約制」を活用して早期提出にご協力下さい。

「会員カード」を受付事務の簡略化と混雑緩和のためご持参いただけますようお願いいたします。

「早期提出のメリット」

申告した内容に誤りがあった場合、申告期限内であれば、「訂正申告」をするだけで誤りを直すことができます。

申告期限を過ぎて訂正する場合は、「修正申告」又は「更正の請求」の手続きが必要となります。

「修正申告」の場合には、延滞税及び加算税の納付が必要になることがあります。

「更正の請求」は、証拠書類等の提出が必要で、納め過ぎの税金が戻るまでに時間がかかります。

早期提出で安心して申告しましょう。

必ず2面のチェックシートをご覧になりご来所下さい。資料不足などで相談出来ない場合もあります。

一般社団法人大森青色申告会では、税理士会の協力を得て、「正しい決算と申告」をモットーに、会員の皆様の決算確定申告相談及び申告書の提出を受付けます。

平成27年中に土地や建物等の譲渡・株式等の譲渡を行った会員さまへ

土地や建物等・株式等の譲渡を行った方は、他の所得(事業所得や不動産所得など)とは別に税金を計算します(申告分離課税)。

昨年10月号12月号の青色便りでもご案内いたしましたが、上記譲渡所得がある方は事前相談が必要です。

◆事前相談を受けた方(ご自身で申告書添付書類を作成した方を含む)

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成済みなので、申告会で提出することができます。

※ご自身作成の申告書添付書類のチェックは致しかねますのでご了承ください

※赤字の繰り越しのみの場合も同様です

◆事前相談を受けていない方

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成できていないので、譲渡所得に係る書類を作成できません。よって、譲渡所得以外の計算は出来ますが、最終的には税務署での指導を受けていただきます。

会費納入のお願い

同会報2ページ目に確定申告スケジュールを掲載させていただきました。

只今予約期間のご相談を受付けておりますが、平成27年度会費に未納がございますと御相談をご遠慮いただく場合がございますのでご了承下さい。

お手数ですが確定申告ご予約日までに平成27年度未納会費のご入金をお願い致します。

尚、先着順相談期間でのご利用も同様です。

会費が未納になっている方のご相談はできかねますので、当日ご持参いただくか、事前に納入いただけるようご協力ください。



○■△女性部便り●□▲

～春爛漫・お花見のお誘い～

河津桜と菜の花を見て、ホッとするとときを過ごしてみませんか

【集合日時】平成28年3月5日(土) 10時30分

【集合場所】京浜急行線 三浦海岸駅 改札口外
(京急川崎駅から快特・特急で約1時間)

【ランチ】さかな料理 まつばら

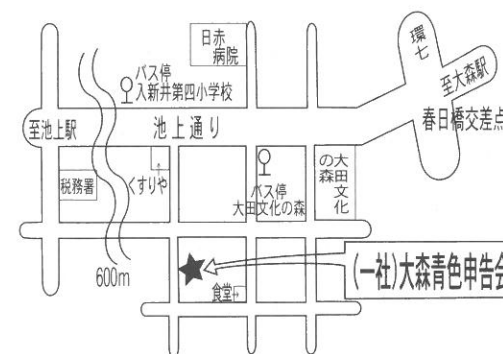
【申込方法】女性部役員又は事務局まで
(TEL) 3771-8859

【その他】雨天決行・雨具の用意をお願いします
歩きやすい服装・靴でご参加ください

●●事務局よりお知らせ●●

3月16日(水)は創立記念日のため、
3月17日(木)・18日(金)は税務研修のためお休みとなります。

一般社団法人
大森青色申告会
責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
URL: <http://www.oomori-airo.org>
Eメール: airo-o@nifty.com



平成28年2月・3月の
無料法律相談、
無料保険相談、
お休みいたします。

▶ 都税事務所からのお知らせ



個人住民税の寄付金税額控除を受けるには確定申告が必要です



地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

なお、平成27年4月より、確定申告が不要な給与所得者等が「ふるさと納税」を行う際に、寄附先の地方自治体に控除申請の代行を要請することで確定申告を行わず控除を受けることができる制度が導入されました(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」)。

【お問い合わせ先】 主税局課税部課税指導課個人事業税係 03-5388-2969

▶ 税務署からのお知らせ

財産債務調書及び国外財産調書の提出について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」をその年の翌年3月15日までに提出をお願いします。

また、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その年の翌年の3月15日までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

▶ 事務局からのお知らせ

- ◆2/1(月)～確定申告の相談を行っています。右記の『確定申告期スケジュール』、『「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト』をご覧の上、ご来局下さいませようお願いします。
- ◆先月号のおおもり青色便りの2面下部『サンクス・フェスティバル』パスポートのご案内の箇所にて誤植がありましたので、訂正しお詫びいたします。正しい開催期間と価格は以下のとおりです。

| | |
|----------------------------------|---|
| 【開催期間】 2016年1月6日(水)～ 3月18日(金) | 【価格】 1 デイパスポート 大人 (18歳以上) 6,300円 (通常6,900円) 中人 (12～17歳) 5,400円 (通常6,000円) 小人 (4～11歳) 3,900円 (通常4,500円) |
|----------------------------------|---|



確定申告して

確定申告期 スケジュール

| | | |
|--------------------|-------------------------------------|--|
| 平成27年分 決算確定申告指導 | 電話で予約 平成28年 2月1日(月)～3月8日(火) | 完全予約制 電話でお申込下さい。 土曜日の予約は2月20日、2月27日、3月5日の3日間で午前のみとなります。 |
| 平成27年分 消費税込申告指導 | 先着順受付 平成28年 3月9日(水)～3月15日(火) | 受付時間:午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 先着順で受付ます。 土曜日の指導は3月12日午前中のみとなります。 ★混雑が予想されますので予約制の期間をご利用ください。 |
| 平成27年分 消費税込申告指導 | 先着順受付 平成28年 3月22日(火)～3月31日(木) | 受付時間:午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 先着順で受付ます。 ★消費税の確定書が届いていなくても課税事業者は申告が必要です。 |

「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト

昨年e-Tax・代理送信をご利用の方には、税務署から所得税・消費税の申告書は送付されません。

| チェック欄 | チェックする内容 |
|-------|--|
| | 平成25年・26年分の決算書、申告書の控えはありますか？(2年分が必要です) (損失・株の申告・修正・更正があった場合はその控え) |
| | 各種帳簿、月別集計表の記入・合計は出来ていますか？ |
| | 自由業・給与所得者は支払調書・源泉徴収票はありますか？ |
| | 年金受給者は日本年金機構等(旧社会保険庁)より送られてくる源泉徴収票はありますか？ |
| | 申告会から送られてくる減価償却表はありますか？ |
| | 減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は明細書・領収証はありますか？ |
| | 借入金のある方は、計算明細表はありますか？(27年中に支払った借入れ利息がわかるもの) |
| | 源泉徴収簿(専従者・従業員)の源泉税領収証書(納付書)はありますか？ |
| | 医療費の平成27年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？ |
| | 領収証はありますか？ |
| | 国民健康保険の平成27年1月～12月に支払った金額の集計ができていますか？ |
| | 国民年金の平成27年1月～12月に支払った領収証書または、控除証明書はありますか？ |
| | 領収証書の原本または、控除証明書の添付が義務付けられましたので必ずご持参ください。 |
| | 国民年金基金の控除証明書はありますか？(加入者のみ) |
| | 介護保険の平成27年1月～12月に支払った金額の集計ができていますか？ |
| | 生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除証明書はありますか？(加入者のみ) |
| | 地震保険料、長期損害保険料の控除証明書はありますか？(加入者のみ) |
| | 小規模企業共済の控除証明書はありますか？(加入者のみ) |
| | 下書きはお済みですか？申告会で送付した決算書・申告書の下書き用をご利用下さい。 |
| | 朱肉印鑑(認印で可)はありますか？(シャチハタ印不可) |
| | その他、土地・建物の売買のあった方は事前に内訳書の作成ができていますか？ |
| | 青色申告特別控除65万円を受けられる方は、必ず帳簿をご持参ください。 |
| | e-Taxによる電子申告をされる方は、住基カードはありますか？ |
| | ログイン番号パスワードはわかりますか？電子証明書は更新しましたか？ |
| | 譲渡所得の内訳書(今年から申告期間中の譲渡所得の内訳書の作成は行わないこととなりました) |
| | 株式等の計算明細書(今年から申告会での、株式等の計算明細書の作成は行わないこととなりました) |
| | 確定申告をする方の身分証明書とマイナンバー通知カード若しくはマイナンバーそのものの控え |